

廃第718号-1

令和7年9月11日

関係団体の長様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長

(公印省略)

リチウムイオン電池等の適正処理について（通知）

産業廃棄物行政の推進につきましては、日頃御協力をいただき、お礼申し上げます。

近年、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品（以下「リチウムイオン電池等」という。）に起因する火災事故が頻繁に発生しており、深刻な課題となっています。

この状況を受け、環境省では別紙のとおり「リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン」及び「火災防止月間」を実施するとともに、LiB パートナーの募集、特設サイトの開設による情報発信を行っています。つきましては、貴団体会員に対し御周知いただくとともに、LiB パートナーへの参加について、御検討くださいますようお願いいたします。

また、産業廃棄物であるリチウムイオン電池等の適正処理については、下記事項に御留意くださるようお願いいたします。

記

1 産業廃棄物であるリチウムイオン電池等の取扱いについて

事業活動に伴い排出されたリチウムイオン電池等は産業廃棄物となりますが、他の廃棄物に混入して廃棄すると、発火事故が発生する原因となり、廃棄物処理施設や収集運搬車両そのものへの被害に加え、作業員に対しても危害が及ぶ危険性があります。

排出事業者におかれましては、以下の点に留意してリチウムイオン電池等を処理してください。

2 留意点

(1) 分別

- ① リチウムイオン電池等を他の廃棄物と絶対に混ぜないでください。

- ② 電池の端子部分をテープで覆うなど絶縁をしてください。
- ③ リチウムイオン電池が一体となっている製品から電池を無理に取り外さないでください。

(2) 保管

- ① 他の廃棄物と別に保管容器に入れてください。
- ② 火気、高温を避けて保管してください。
- ③ 水に濡れないようにしてください。

(3) 処理方法

産業廃棄物管理票を必ず交付し（一般社団法人 JBRC に委託する場合を除く。）、最終処分されるまで適正に処理されたことを確認してください。

① 小型充電式電池、モバイルバッテリー

一般社団法人 JBRC の会員企業が販売した小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池）は JBRC で回収・リサイクルを実施しています。排出方法などの詳細は一般社団法人 JBRC に確認してください。

② 小型家電リサイクル法の対象製品

環境大臣が認定した事業者（認定事業者）か、使用済み小型家電の収集、運搬又は再資源化を適正に実施できる者に引渡してください。

③ 廃棄物処理業者

産業廃棄物処理の許可を受けた安全に処理ができる収集運搬業者・処分業者に委託してください。

【参考】

千葉県ホームページ「産業廃棄物であるリチウムイオン電池等の取扱いについて」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/haishutsu/battery.html>

【添付書類】

別紙 環境省事務連絡「リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン」及び「リチウムイオン電池による火災防止月間」について（周知）」

担当：
環境生活部廃棄物指導課
指導企画班
TEL 043-223-2757
Mail haiki-sk@mz.pref.chiba.lg.jp

事務連絡
令和7年9月5日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

「リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン」及び
「リチウムイオン電池による火災防止月間」について（周知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

近年、廃棄物処理施設や収集運搬車両等において、リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品（以下「リチウム蓄電池等」という。）に起因する火災事故等が頻繁に発生しています。令和5年度には、全国の市町村において8,543件発生しており深刻な課題となっています。

このような課題を踏まえ、環境省では、これまで各市町村においてリチウム蓄電池等の分別回収及び適正処理を更に徹底していく必要があることから、「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について（通知）」（令和7年4月15日環循適発第2504151号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）の発出等を行ったところです。

この度、環境省においては、使用時・廃棄時におけるリチウム蓄電池等による火災防止を啓発するために、「リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン」及び「リチウムイオン電池による火災防止月間」（以下、「本キャンペーン」という。）を設け、周知啓発の一層の強化を図ることといたしました。

については、本キャンペーンについて下記のとおり周知いたしますので、引き続きリチウム蓄電池等の適正処理のための必要な対策を実施していただくとともに、関連する製造事業者、処理事業者等に対し、本キャンペーンに係る周知等をお願いいたします。

また、貴管内市町村に対しても、リチウム蓄電池等の適正処理のための必要な対策の実施及び本キャンペーンについて周知等をお願いいたします。

記

1. 本キャンペーンについて

使用時・廃棄時におけるリチウム蓄電池等による火災防止を啓発するために、9月から12月の4か月間を「リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン」の期間とし、リチウム蓄電池等による火災防止のための啓発強化することといたします。当該4か

月間のうち、特に11月を「リチウムイオン電池による火災防止月間」とし、周知啓発の一層の強化を図ることといたします。期間中は、経済産業省、消防庁及び消費者庁などの関係省庁、製造事業者・処理事業者等、自治体と連携して、リチウム蓄電池等の火災防止に繋がる周知・啓発等を実施していく予定です。

2. LiB¹パートナーの募集について

リチウム蓄電池等の火災防止につながる周知・啓発等を実施する自治体・事業者等を募集します。参加いただいた方は、「LiBパートナー」として、本キャンペーンに係る取組を環境省と相互に連携して周知・啓発等を実施していただきます。

詳しい募集方法は、3.に記載の特設サイトを御確認いただき、LiBパートナーへの積極的な御参加の御検討をお願いいたします。

なお、今回の募集期間は、令和7年10月15日(水)までとしておりますが、期間後も随時募集する予定です。

3. 「リチウムイオン電池による火災防止に関する情報を発信する特設サイト」について

環境省においては、リチウム蓄電池等による火災防止に関する情報発信のより一層の強化を目的として、以下のとおり、特設サイトを開設いたしました。

なお、特設サイトについては、随時更新予定のため、特設サイトを御活用いただき、より一層の啓発活動の実施等をお願いいたします。

○リチウムイオン電池特設サイト：

https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html

○環境省HP（リチウムイオン電池関係）：

https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html

(担当)

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課

担当：國分、阿部、加藤

TEL：03-5521-9273

E-Mail：hairi-haitai@env.go.jp

¹ LiB（リブ）とは、リチウムイオン電池（Lithium-ion Battery）の略称。